

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動	
1 県の活動体制	(地-3-4)
2 市町村の活動体制	(地-3-14)
3 指定行政機関等の活動体制	(地-3-14)
4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携	(地-3-15)
5 市町村支援	(地-3-15)
6 災害救助法の適用手続等	(地-3-15)
第2節 情報収集・伝達体制	
1 通信体制	(地-3-20)
2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達	(地-3-23)
3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報	(地-3-24)
4 関係機関における措置	(地-3-30)
5 被害情報等収集・報告	(地-3-31)
6 災害時の広報	(地-3-36)
第3節 地震・火災避難計画	
1 計画内容	(地-3-38)
2 実施機関	(地-3-38)
3 避難の指示等	(地-3-38)
4 避難誘導等	(地-3-39)
5 避難所の開設・運営	(地-3-40)
6 安否情報の提供	(地-3-41)
第4節 津波避難計画	
1 津波警報等の伝達	(地-3-42)
2 住民等の避難行動	(地-3-42)
3 住民等の避難誘導	(地-3-43)
第5節 要配慮者等の安全確保対策	
1 避難誘導等	(地-3-44)
2 避難所の開設、要配慮者への対応	(地-3-44)
3 福祉避難所の設置	(地-3-45)
4 避難所から福祉避難所への移送	(地-3-45)
5 被災した要配慮者等の生活の確保	(地-3-45)
第6節 消防・救助救急・医療救護活動	
1 消防活動	(地-3-46)
2 救助・救急	(地-3-47)
3 水防活動	(地-3-49)
4 危険物等の対策	(地-3-49)
5 医療救護	(地-3-52)
6 航空機の運用調整等	(地-3-60)
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	
1 千葉県警察災害警備実施計画	(地-3-61)
2 交通規制計画	(地-3-61)
3 交通規制の指針	(地-3-62)
4 緊急輸送	(地-3-63)
5 緊急通行車両の確認等	(地-3-63)
6 規制除外車両の確認等	(地-3-64)
7 交通情報の収集及び提供	(地-3-64)
8 震災発生時における運転者のとるべき措置	(地-3-64)
9 道路管理者の通行の禁止又は制限	(地-3-65)
10 道路啓開	(地-3-65)
11 航路等の障害物除去等	(地-3-65)
12 在港船舶対策計画	(地-3-65)

第8節	救援物資供給活動	
1	応急給水	(地-3-69)
2	食料・生活必需物資等の供給体制	(地-3-71)
3	燃料の調達	(地-3-73)
4	電源車の配備	(地-3-74)
第9節	広域応援の要請及び県外支援	
1	国等に対する応援要請	(地-3-75)
2	他都道府県等に対する応援要請	(地-3-75)
3	千葉県大規模災害時応援受援計画	(地-3-76)
4	県の市町村への応援	(地-3-79)
5	県による応急措置の代行	(地-3-79)
6	市町村間の相互応援	(地-3-79)
7	市町村の受援体制の整備	(地-3-79)
8	消防機関の応援	(地-3-80)
9	国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	(地-3-80)
10	水道事業体等の相互応援	(地-3-80)
11	下水道施設に係る災害時支援	(地-3-80)
12	資料の提供及び交換	(地-3-81)
13	経費の負担	(地-3-81)
14	民間団体等との協定等の締結	(地-3-81)
15	海外からの支援受入れ	(地-3-81)
16	県外被災県等への支援	(地-3-81)
17	広域避難	(地-3-82)
18	広域一時滞在	(地-3-82)
第10節	自衛隊への災害派遣要請	
1	災害派遣の要請	(地-3-84)
2	災害派遣の方法	(地-3-84)
3	災害派遣要請の手続等	(地-3-85)
4	知事への災害派遣の要請の要求	(地-3-86)
5	自衛隊との連絡	(地-3-86)
6	災害派遣部隊の受入体制	(地-3-87)
7	災害派遣部隊の撤収要請	(地-3-88)
8	経費負担区分	(地-3-88)
9	自衛隊の即応態勢	(地-3-88)
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	
1	防災体制の確立	(地-3-89)
2	学用品の調達及び支給	(地-3-90)
3	授業料等の減免・育英補助の措置	(地-3-91)
4	学校給食の実施	(地-3-91)
5	文化財の応急対策	(地-3-91)
第12節	帰宅困難者等対策	
1	一斉帰宅抑制の呼びかけ	(地-3-92)
2	企業、学校など関係機関における施設内待機	(地-3-92)
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護	(地-3-92)
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	(地-3-92)
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	(地-3-92)
6	徒歩帰宅支援	(地-3-93)
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(地-3-93)
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
1	保健活動	(地-3-94)
2	飲料水の安全確保	(地-3-94)
3	防疫	(地-3-94)
4	死体の搜索処理等	(地-3-95)
5	動物対策	(地-3-97)
6	清掃及び障害物の除去	(地-3-97)

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	
1 応急仮設住宅の供与等	(地-3-101)
2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	(地-3-102)
3 被災宅地危険度判定支援体制の整備	(地-3-102)
4 罹災証明書の交付体制の確立	(地-3-103)
第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	
1 水道施設	(地-3-104)
2 下水道施設	(地-3-105)
3 電気施設	(地-3-106)
4 ガス施設	(地-3-107)
5 通信施設	(地-3-109)
6 放送機関	(地-3-111)
7 工業用水道	(地-3-111)
8 道路・橋梁	(地-3-111)
9 交通施設	(地-3-113)
10 その他公共施設	(地-3-118)
第16節 ボランティアの協力	
1 災害ボランティアセンターの設置	(地-3-119)
2 ボランティアの活動分野	(地-3-120)
3 ボランティアとして協力を求める個人、団体	(地-3-120)
4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(地-3-120)
5 災害時におけるボランティアの登録、派遣	(地-3-121)
6 ボランティア受入体制	(地-3-122)
7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	(地-3-122)
8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	(地-3-123)

第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りには許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 情報収集体制

気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたときは、防災対策課、関係部局は、次の措置を講ずる。

(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

(ア) 気象庁が県内の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

(イ) あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

(ウ) 防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

ウ 防災対策課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。

また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

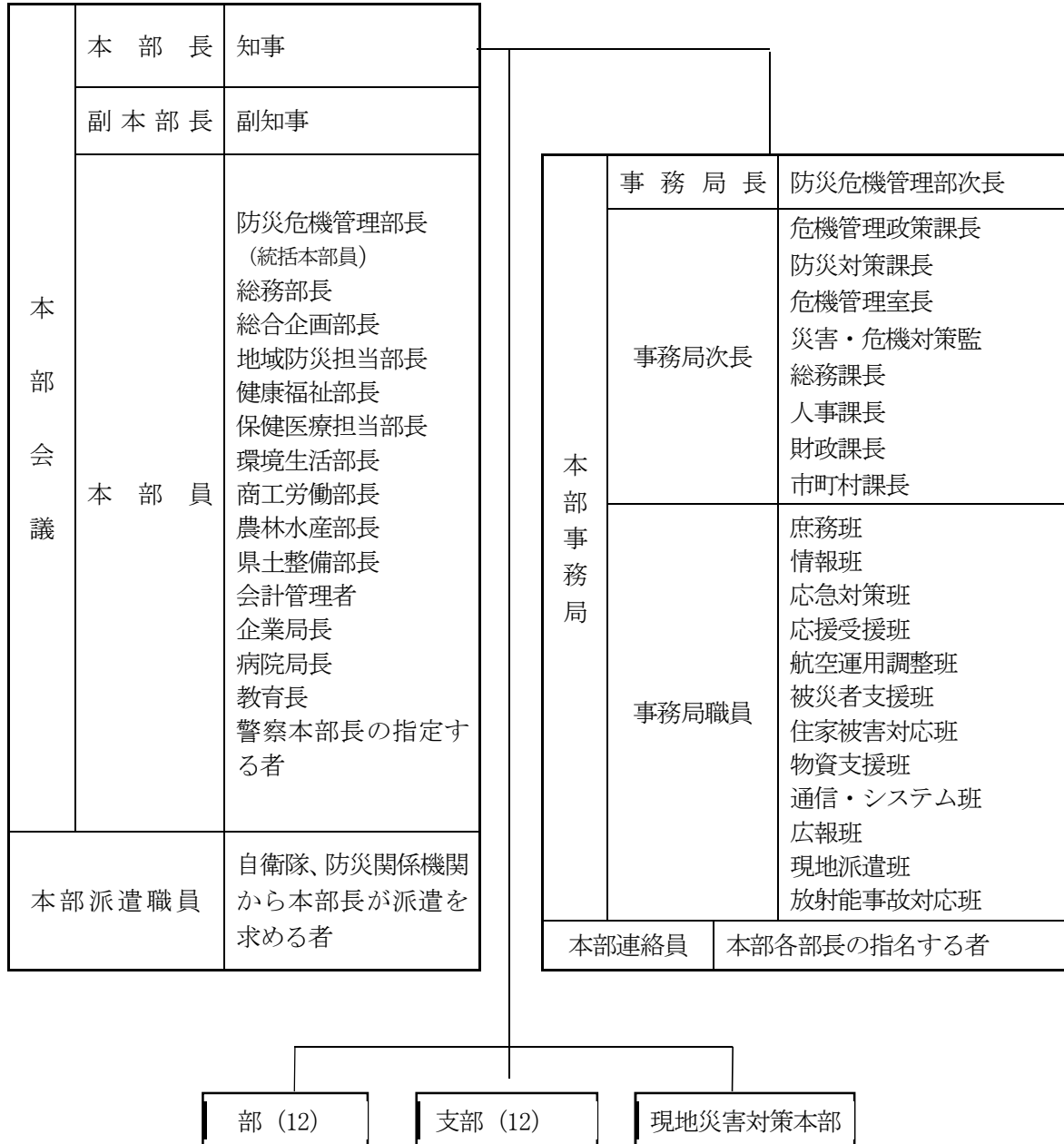
エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本 部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

＜資料編1－8 千葉県災害対策本部条例＞

＜資料編1－9 千葉県災害対策本部要綱＞

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、航空運用調整班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副本部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

(オ) 災害対策本部支部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもつ

て構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。

b 支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。

c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b 市町村、関係機関との連絡調整

c 自衛隊の災害派遣について意見具申

d 本部長の指示による応急対策の推進

e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

(ア) 気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動設置）

(イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動設置）

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）

(エ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動設置）

(オ) 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき

a 特に大きな被害が発生したとき

b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合にあつては内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事等

(エ) 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

(オ) 「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等

(カ)「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

オ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。

(ウ) 上記(イ)により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。

(エ) 上記(ア)～(ウ)の規定は支部において準用する。

カ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎5階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。

第1位 印旛地域振興事務所

第2位 長生地域振興事務所

第3位 東葛飾地域振興事務所

(3) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

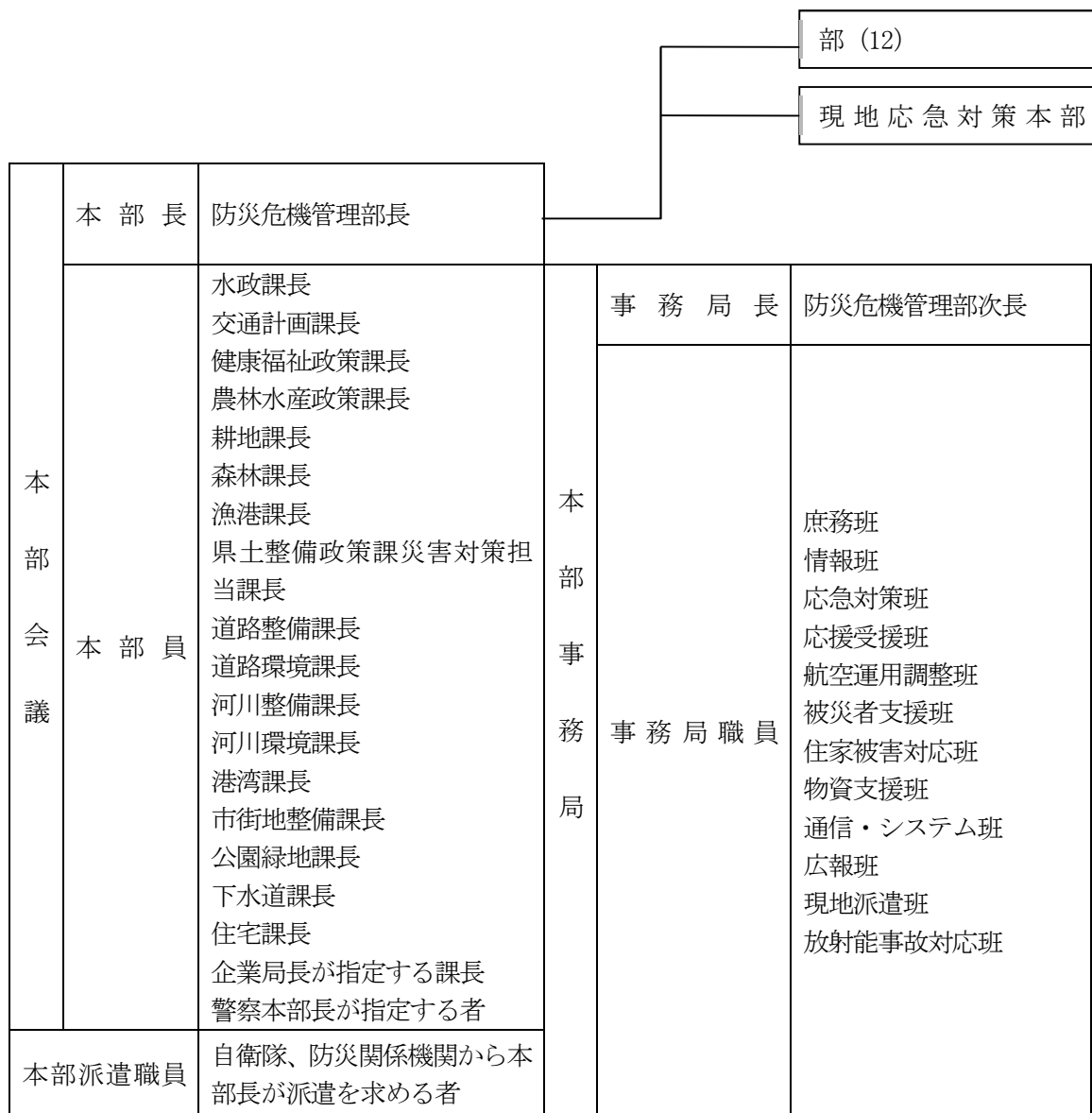
なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要があるないと認めるときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱>

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】



(4) 職員の配備

ア 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	<p>1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>【本庁】 防災対策課（※4）</p>
災害即応体制	<p>1 県内で震度5弱（自動配備）。</p> <p>2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。</p> <p>3 東海地震注意情報（自動配備）</p> <p>4 その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p> <p>なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>【本庁】（※3） 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 都市計画課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】（※3） 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 本庁の一部の課及び出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。
- 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。

※議会事務局には、連絡のみ行う。

- 注) 1 企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。
 企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課
- 2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。
 - 3 津波注意報又は警報が発表された場合については、沿岸地域を所掌する出先機関のみ配備につくものとし、当該津波予報区に属する出先機関の区分は次のとおりとする。

津波予報区に属する出先機関の区分

津波予報区	配備を要する出先機関
千葉県九十九里・外房	海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
千葉県内房	安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
東京湾内湾	葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関

※ 津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県は、観音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。

<資料編1-21 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧>

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
本部 災害対策本部 第1配備	1 県内で震度5強（自動配備） 2 県内で津波に関する特別警報（大津波警報）（自動配備） 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備） 4 内閣総理大臣の警戒宣言（自動配備） 5 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。 （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部 第2配備 第2配備	1 県内で震度6弱（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が甚大であるとき	本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部 第3配備	1 県内で震度6強（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が特に甚大であるとき	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			

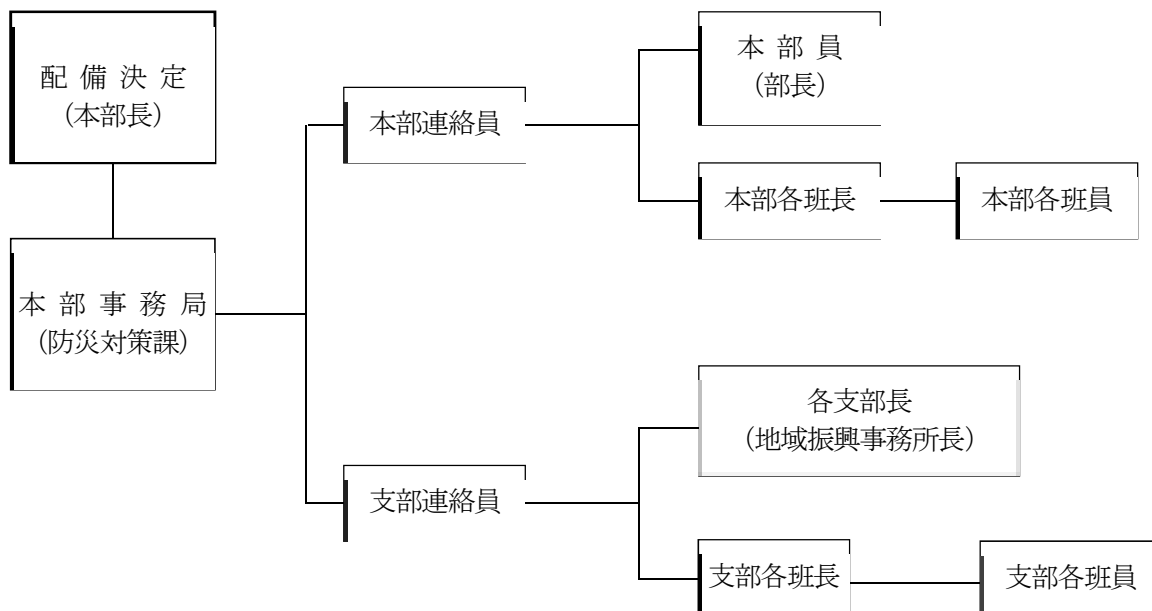
(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

知事 (本部長) の配備決定に基づく本部事務局 (防災対策課) からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

(イ) 勤務時間外

電話又は職員参集メール

(ウ) 配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4 km圏内、特に事情がある場合には8 km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4 km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

(イ) 臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各部局の措置

県各部局は、震災時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制（市町村）

市町村は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(1) 責務

市町村は、災害時において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

<資料編 1-12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

3 指定行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

(1) 政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎5階大会議室とする。

(2) 内閣府等リエゾン

県は、(1)によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、受入場所は中庁舎6階防災危機管理センターとする。

(3) 災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

(4) 現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(5) その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

5 市町村支援（防災危機管理部）

(1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、情報連絡員業務要領の定めによるものとする。

(2) 人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

(3) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

（1）災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

（2）適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

（ア）住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

（イ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

（ウ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

（エ）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

a 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

b 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

<資料編1-13 災害救助法の適用基準>

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (令和2年10月1日)

市町村名			人 口	被害世帯数		市町村名			人 口	被害世帯数	
				1号	2号					1号	2号
市	千葉市	中央区	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25	
		花見川区	177,328	100	50		栄町	20,127	50	25	
		稲毛区	160,582	100	50		香取郡	神崎町	5,816	40	20
		若葉区	146,940	100	50			多古町	13,735	40	20
		緑区	129,421	100	50			東庄町	13,228	40	20
		美浜区	148,944	100	50			山武郡	九十九里町	14,639	40
	計	974,951	150	75	芝山町	7,033	40		20		
	部	銚子市	58,431	80	40	横芝光町	22,075		50	25	
		市川市	496,676	150	75	長生郡	一宮町		11,897	40	20
		船橋市	642,907	150	75		睦沢町		6,760	40	20
		館山市	45,153	60	30		長生村		13,803	40	20
		木更津市	136,166	100	50		白子町		10,305	40	20
		松戸市	498,232	150	75	長柄町	6,721		40	20	
		野田市	152,638	100	50	長南町	7,198		40	20	
		茂原市	86,782	80	40	夷隅郡	大多喜町		8,885	40	20
		成田市	132,906	100	50		御宿町		6,874	40	20
		佐倉市	168,743	100	50	安房郡	鋸南町		6,993	40	20
		東金市	58,219	80	40						
		旭市	63,745	80	40						
		習志野市	176,197	100	50						
柏市		426,468	150	75							
勝浦市		16,927	50	25							
市原市		269,524	100	50							
流山市		199,849	100	50							
八千代市		199,498	100	50							
我孫子市		130,510	100	50							
鴨川市		32,116	60	30							
鎌ヶ谷市	109,932	100	50								
君津市	82,206	80	40								
富津市	42,465	60	30								
浦安市	171,362	100	50								
四街道市	93,576	80	40								
袖ヶ浦市	63,883	80	40								
八街市	67,455	80	40								
印西市	102,609	100	50								
白井市	62,441	80	40								
富里市	49,735	60	30								
南房総市	35,831	60	30								
匝瑳市	35,040	60	30								
香取市	72,356	80	40								
山武市	48,444	60	30								
いすみ市	35,544	60	30								
大網白里市	48,129	60	30	合 計	6,284,480						

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
- 3 人口は令和2年国勢調査(総務省)による。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。
- ウ 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）を除く市町村の長は、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災した住宅の応急修理
- (キ) 学用品の給与
- (ク) 埋葬
- (ケ) 死体の捜索及び処理
- (コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

- (ア) 避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、

(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村（救助実施市を除く）

- (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。
- (イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。
- (ウ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

- (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- (イ) 災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編1-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

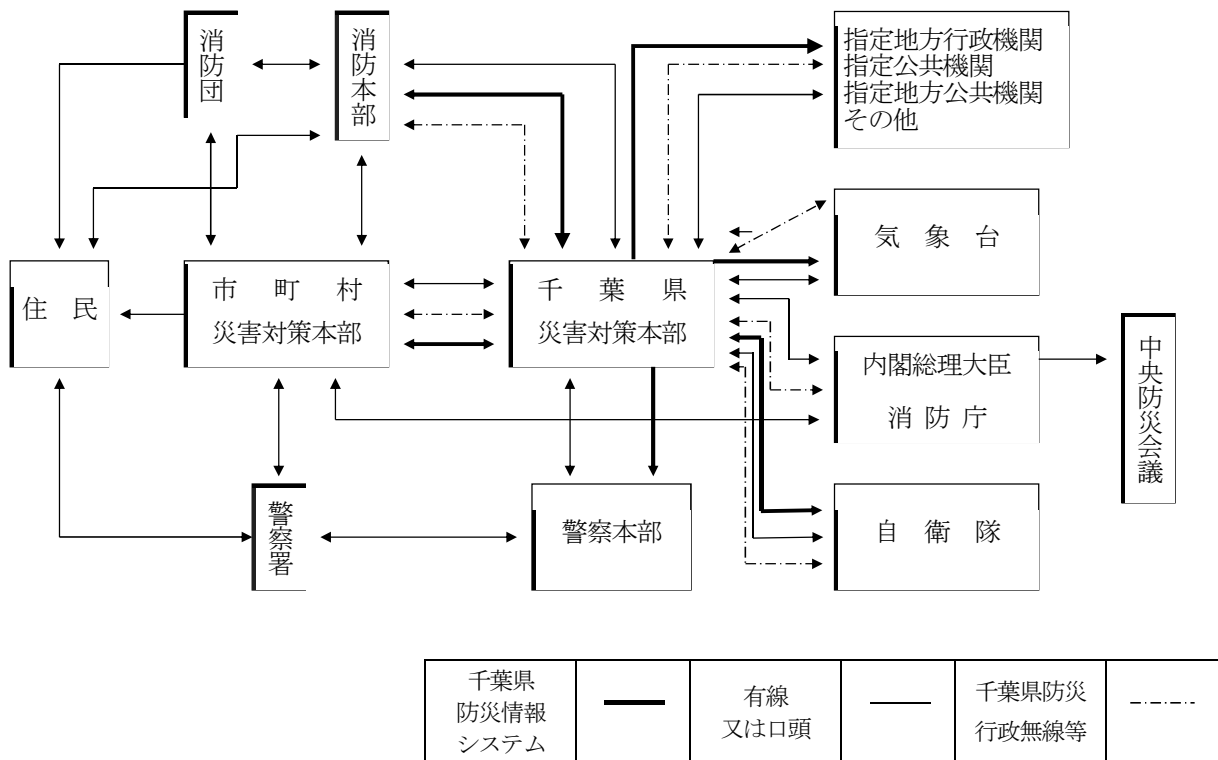
1 通信体制（全庁）

災害時における地震情報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

(2) 通信連絡手段

区 分	方 法
県	<p>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
市 町 村	<p>1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p> <p>3 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。</p>
県 警 察	<p>警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
消防本部	<p>1 消防無線等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の 防災機関	<p>1 それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社に対し、電話番号を指定し届出で災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編3-6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)＞

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

- (ア) 警察通信施設 ＜資料編3-7 警察通信施設＞
- (イ) 国土交通省関係通信施設 ＜資料編3-8 国土交通省関係通信施設＞
- (ウ) 海上保安部通信施設 ＜資料編3-9 海上保安部通信施設＞
- (エ) 日本赤十字社通信施設 ＜資料編3-10 日本赤十字社通信施設＞
- (オ) 東日本電信電話（株）通信施設
- (カ) 東京電力グループ通信施設 ＜資料編3-11 東京電力グループ通信施設＞
- (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
- (ク) 東京ガス（株）通信施設

＜資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガス(株)通信施設＞

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための

資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。

(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

(ア) 官公庁（公共企業体を含む）

(イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

(ウ) 日本赤十字社

(エ) 消防長会及び消防協会

(オ) 電力会社

(カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

(ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

(イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

(1) 情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の82観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を經由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

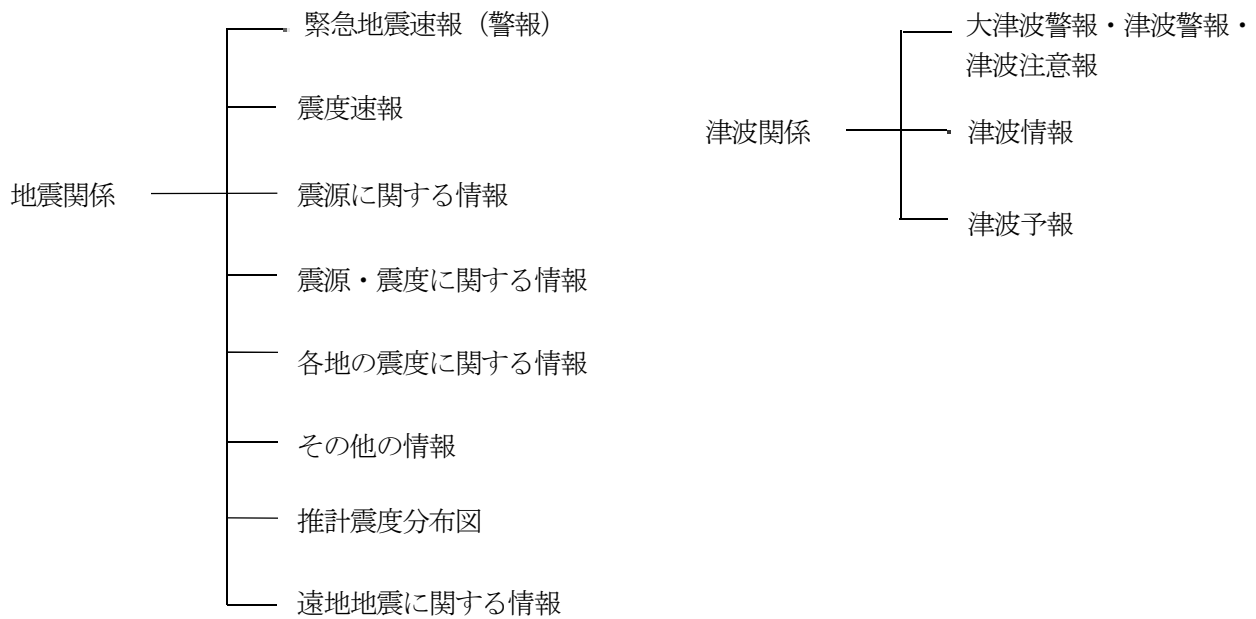
(2) 情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 緊急地震速報 (警報)

最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の名地名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の名地名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(ウ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(エ) 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度3以上。
- ・津波警報または津波注意報発表時。
- ・若干の海面変動が予想される場合。
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(オ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(カ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(キ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(ク) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(ケ) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属している。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを併せて発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、地-3-26「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

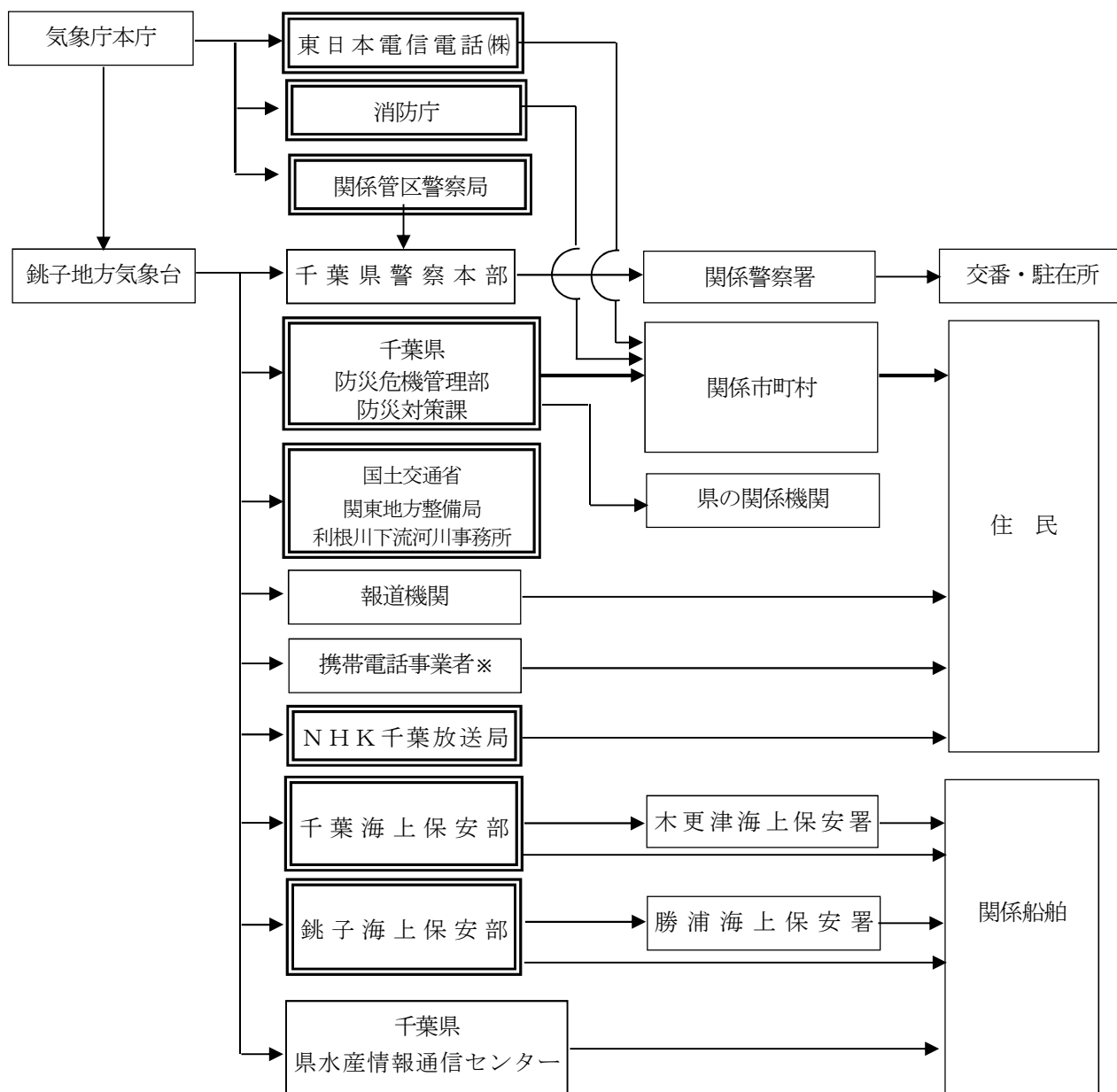
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 受伝達系統等
津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）

区 分	内 容
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各 部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知 ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
市 町 村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本 電信電話㈱から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに 警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災 組織等に周知する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場 合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県 警 察	1 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津 波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準 じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けた ときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直 ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方 測 量 部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報 を提供する。
銚子地方 気 象 台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関 係機関に通報する。
海 上 保 安 庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報 する。
東日本電 信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報す る。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
そ の 他 防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに 所属機関に通報する。

<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>

<資料編3-2 JR東日本千葉支社雨量観測箇所>

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編3-4 海象観測所一覧表>

<資料編3-16 国土地理院提供情報>

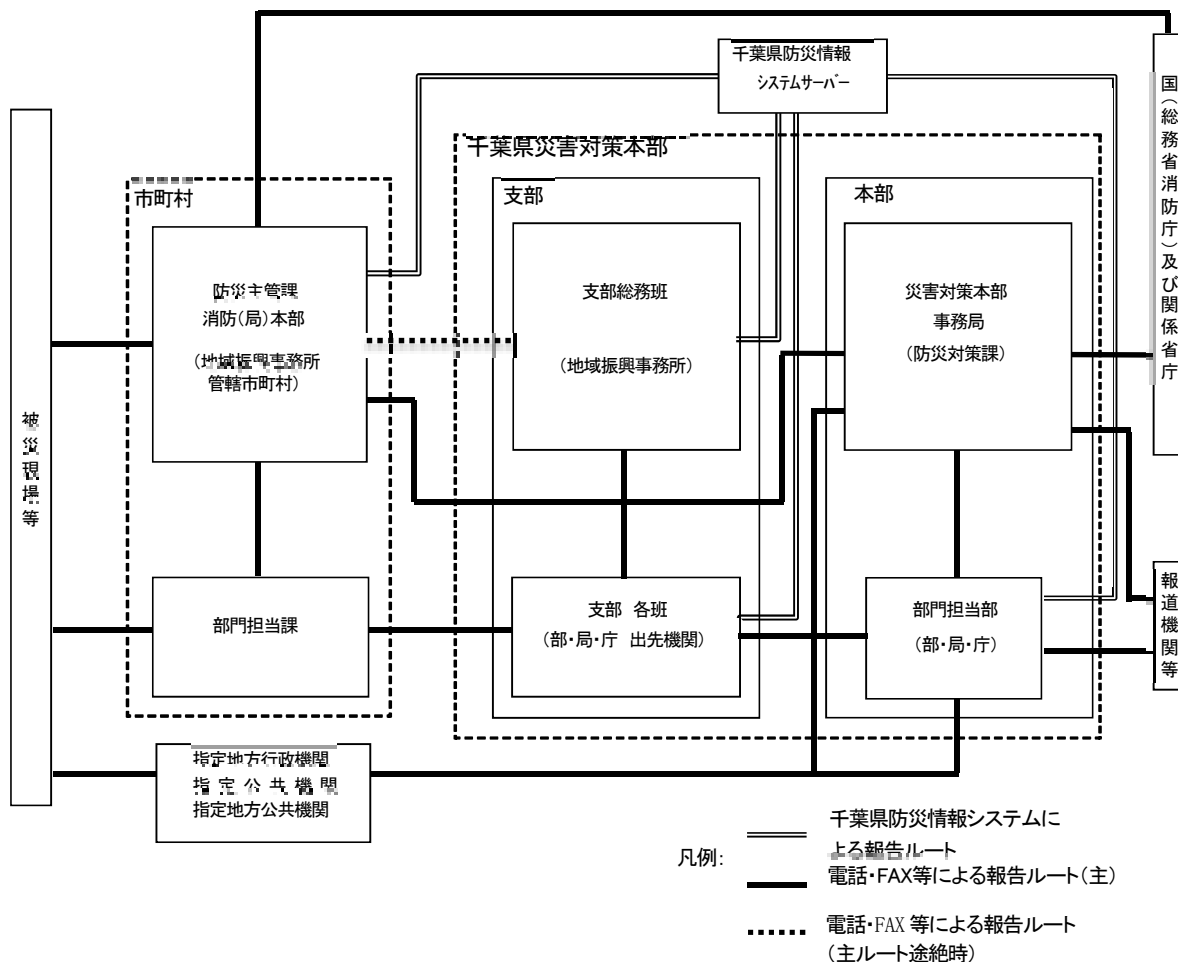
5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局 : 災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部 : 災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班 : 災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(防災対策課)へ報告する。

- (ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 県内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合。
- (ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

本部事務局(防災対策課)への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(防災対策課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

<資料編1-15 火災・災害等即報要領>

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。
- (d) 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。
- (e) 避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。
- (f) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関（省庁）に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

- (a) 本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。
- (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。
 - ① 陸上自衛隊
 - ② 海上自衛隊
 - ③ 千葉県警察本部
 - ④ 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
 - ⑤ 海上保安庁
 - ⑥ その他

ヘリテレ搭載回転翼

- ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号
- ・ 千葉市 おおとり1号、2号

<資料編1-12 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書>

- ・ 陸上自衛隊東部方面総監部

<資料編1-12 災害時映像共有に関する協定>

- (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

(イ) 出先機関

a 支部総務班

- (a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。
- (b) 災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。
また、市町村に防災情報システム入力余力がない場合には、代行入力を行う。
- (c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。
- (d) 管内の職員参集状況を調査する。
- (e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情

報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集・報告要領

a 警察本部長及び警察署長は、前記(3)イ(ア)c(b)に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- (a) 震災発生の日時、場所
- (b) 被害概要(火災、人命、建物、道路、交通機関)
- (c) 避難者の状況
- (d) 交通規制及び緊急交通路の要否
- (e) ライフラインの状況
- (f) 治安状況及び警察関係被害
- (g) その他震災警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

エ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

オ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

カ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(5) 報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系)(消防庁応急対策室)

FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-49033(衛星系) ()

- (イ) 一般加入電話
電話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)
FAX 03-5253-7537 (")

イ 千葉県

- (ア) 県防災行政無線
電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (防災対策課)
FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (")

- (イ) 一般加入電話
電話 043-223-2175 (防災対策課)
FAX 043-222-1127 (")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

- (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室)
FAX 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) (")

- (イ) 一般加入電話
電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)
FAX 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

- (ア) 県防災行政無線
電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)
FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (")

- (イ) 一般加入電話
電話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)
FAX 043-222-5219 (")

6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、メールなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>
- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 〃 >
- <資料編 1-12 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について 〃 >
- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定
(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)

- <資料編 1-12 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社>
- <資料編 1-12 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定
(株)インターエフエム897>

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容（防災危機管理部、市町村）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に收容し、保護するための計画とする。

市町村にあつては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある住民を收容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市町村長等の措置

市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の指示等の内容

市町村長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努め

る。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

- (2) 市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- (3) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

- (4) 県及び保健所設置市は、市町村の防災担当部局との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

5 避難所の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
- (6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
- (8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。
また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (9) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (11) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (12) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

6 安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）

- (1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- (2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波注意報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

 - ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
 - イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
 - ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
 - エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。
- (3) 県は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。
- (4) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- (5) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (6) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 住民等の避難誘導（市町村）

- (1) 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。
- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定めである行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。
また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。
- (4) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財)ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センタ

一を設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

- (2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村)

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動（防災危機管理部、市町村）

（1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（3）活動の基本

ア 常備消防

（ア）避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

（イ）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

（ウ）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（エ）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

（オ）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

（ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ 海上保安部（署）

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

<資料編 1-12 千葉県広域消防相互応援協定書>

<資料編 1-12 千葉県消防広域応援基本計画>

(5) 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行するものとする。応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

<資料編 1-16 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱>

<資料編 1-16 緊急消防援助隊の運用に関する要綱>

2 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防部	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>(4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。</p>
海上保安部(署)		<p>1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動（県土整備部）

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）

（1）高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（2）石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	<p>延焼等により被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれがあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部(署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日本貨物鉄道(株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物異常時応急処理ハンドブック)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

（1）関係者とその役割

ア 県民

- （ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- （イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- （ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市町村

- （ア）災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- （イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- （ウ）災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

- （ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- （イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。
- （エ）災害時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ 医療機関

- （ア）災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- （イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- （ウ）災害時には、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。
- （エ）災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(エ) 災害時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

(エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

(オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。

(カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。

(ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- (エ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
 - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
 - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
 - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
 - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
 - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
 - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
 - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

- (ア) 市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。
- (イ) 知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- (エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

- (ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
- (イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。
- (ウ) (イ) の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。
- (エ) (ウ) の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

- (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

コ 血液製剤の確保

- (ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

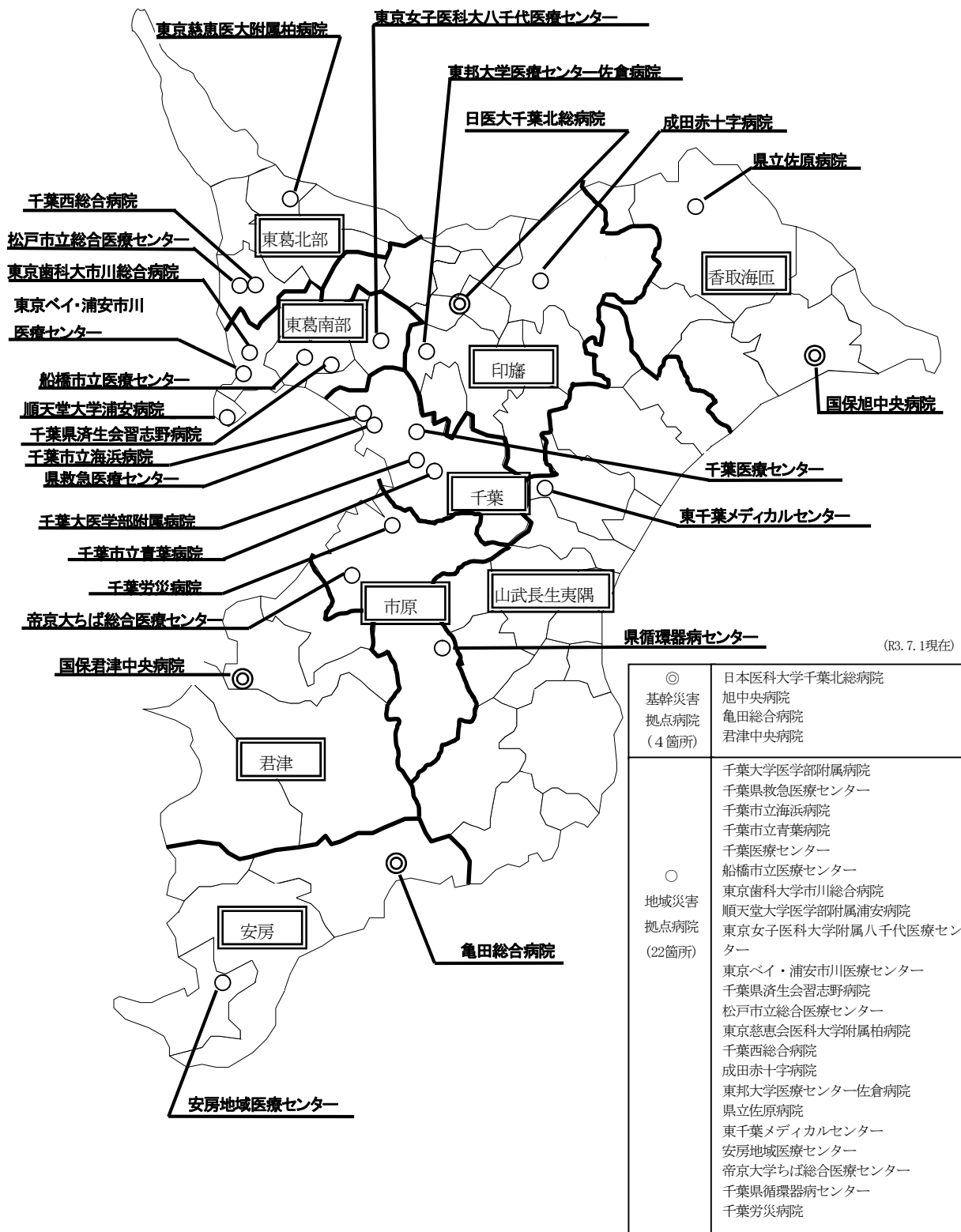
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

災害拠点病院一覧図



(R3. 7. 1現在)

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート

木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

6 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

(1) 基本方針

警察は、災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内

容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

<資料編5-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書>

3 交通規制の指針（警察本部）

(1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(3) 前記2（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

＜資料編5-9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

＜資料編5-10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

（1）緊急輸送道路

機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

（2）港 湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

（3）漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

（4）飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園

（5）江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。緊急用河川敷道路については完成には至っていないが、一部通行可能である。

＜資料編5-8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図＞

5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続は、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。
- エ 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。

＜資料編5-1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等＞

6 規制除外車両の確認等（警察本部）

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

7 交通情報の収集及び提供（警察本部）

(1) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

- ア 車両を道路外の場所に置くこと
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

9 道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断される時は、必要な措置をとることを指示することができる。

11 航路等の障害物除去等（県土整備部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。

- ・緊急物資輸送船の航行ルートに沿って必要最小限の障害物調査を実施。
- ・緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開を目指す。

12 在港船舶対策計画（県土整備部）

(1) 曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編6-6 曳船の状況＞のとおりである。

(2) 災害の防止方法

ア 一般対策（主として千葉港、木更津港）

(ア) 気象通報組織を通じて予警報の周知徹底を図る。

(イ) 巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

(ウ) 関係機関との情報交換

イ 津波等対策（千葉港、木更津港）

(ア) 津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがあるため、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとるものとする。

a 津波第一警戒体制

気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合

b 津波第二警戒体制

(a) 気象庁から、東京湾内湾に津波・大津波警報が発表された場合

(b) 東海地震に対する警戒宣言が発表された場合

c 巨大地震警戒

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

d 巨大地震注意

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(イ) 在港船舶に対する勧告の周知

a 「台風等対策情報連絡系統等による通報」

……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。

b 「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」

……超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。

c 「巡視船艇による現場周知」

……拡声器等により在港船舶等に周知する。

(ウ) 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

(3) その他の対策

ア 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

イ 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の^{あば}網場の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

ウ 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

<資料編5-11 津波等に対する船舶対応表>

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業者は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編 1－12 千葉県水道災害相互応援協定＞

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編 1－12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）水道事業者（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業者ホームページへ適宜リンクを設定する。

（4）県営水道の応急給水

震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平常時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら

連携強化を図る。

ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m³のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m³の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

<資料編7-4 県営水道配水池一覧表>

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいたした活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c 市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 <資料編7-2 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道 <資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道 <資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況>

2 食料・生活必需物資等の供給体制 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

<資料編6-11 県の備蓄(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編1-12 応援協定等一覧表>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

<資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>

<資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

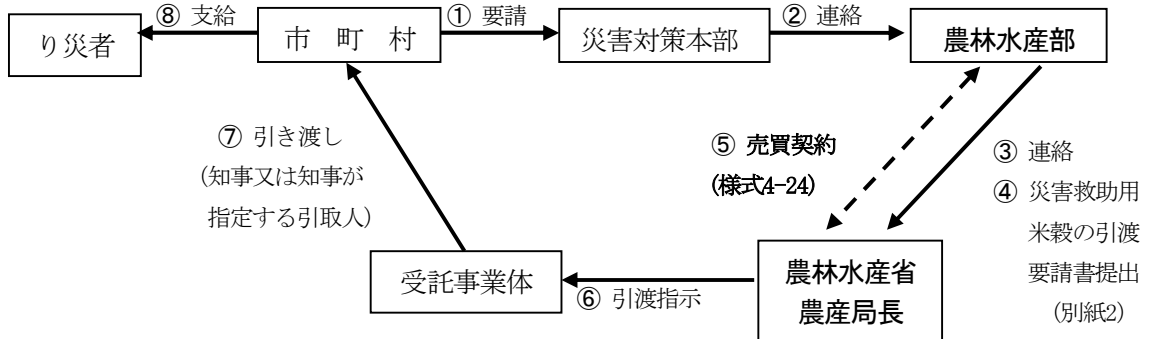
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。

<資料編6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

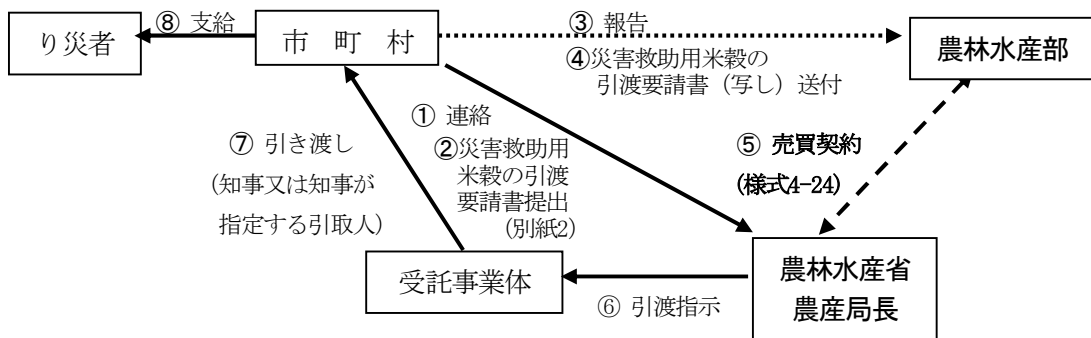
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時には、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセン

ター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

エ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

オ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

(c) 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

カ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

- (1) 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編 1－12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

- (2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

＜資料編 6－12 燃料調整シート＞

- (3) 県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

＜資料編 1－12 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書＞

- (4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。
- (5) 県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。
- (6) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

4 電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。